

# マイナス内包という神話

入角 晃太郎

はじめに

本稿では、入不二基義の提唱するマイナス内包が、永井均の言うクオリア逆転の訴えの「権利」をクオリア逆転なる「事実」と取り違えて生まれた概念であることを論じ、そのうえでマイナス内包という概念そのものの正当性を批判的に検討する。私は「痛い」という語や「赤い」という語で、私が感じているもの自体を指していることになっているが、「痛い」という語は、もともとは私が膝を擦り剥いて泣いているときなどに言うことを促されることによって、すなわち、外的状況に適った発話として導入されざるをえない。ところが、すでに言語習得を終えた大人は、たとえ外傷や病気がまったくなくとも「痛い」と訴える権利を持つ。なぜ大人にはそのような権利があるのだろうか。永井によれば、それは「第〇次内包」の自立による。第〇次内包が自立することで、大人は

言語によって外的状況とは独立した感覚そのものを指せていることにされるのである。入不二のマイナス内包は、本来は権利問題であるはずのクオリア逆転の訴えを事実問題と取り違え、そこにさらに付け加えられた矛盾した概念である。

もともと、クオリア逆転などという、「言語で報告が可能でありながら言語を含めた身振りとは一切連動しない非言語的事実」がありうることを否定するためにマイナス内包を「使い捨ての概念」としてしつぺ返す的に使用するだけに留めておけば、入不二のマイナス内包論に哲学的意義を見出すこともできただろう。しかし入不二はマイナス内包を堅持し続けただばかりか、それに無限の産出力を担わせることによって独自の哲学体系を構築してしまった。私の考えでは、マイナス内包はせいぜい「他の身振りとは異なり、言語だけは感覚そのものを指せる」という主張を批判するためにのみ使用されるべき方便でしかない。本稿によれば入不二がマイナス内包

を生み出すために前提としていた「言語が感覚そのものを指すという事実」などもとと実在せず、あくまで言語の超越論的原理によって「思ったことをそのまま口にすること」が可能であることにされているにすぎないのだ。

### 第一節 「クオリアの闇」はあるか？ ないか？

哲学者の入不二基義は、自著の中で高校の数学教科書を引用しながら、背理法という証明方法に疑義を呈している。入不二は「 $\sqrt{2}$ は無理数であることを証明せよ」という数学の証明問題を例に挙げる。 $\sqrt{2}$ が無理数であることを証明するには、まずは $\sqrt{2}$ が無理数であることを否定して有理数であると仮定し、 $\sqrt{2}$ を既約分数として文字で置く。しかしその既約分数の分母と分子はともに偶数であることが論証の中で明らかとなり、もとの仮定と矛盾する。これにより $\sqrt{2}$ が有理数であるという仮定が間違っており、 $\sqrt{2}$ が無理数であることが証明される。

この証明にはどこにもおかしなところは無い。しかし入不二はこの証明に「腑に落ちなさ」を感じるのだと言い、次のように書いている。

「共通の約数を持たない」と「共通の約数を持つ」とが矛盾するのは分かる。しかし、そのような矛盾になってしまふのは、最初に「1以外に正の公約数をもたない」という条件を課したからであって、本当は分母も分子も2の倍数である分数( $\frac{a}{2b}$ )で表せることが判明したた

けのことではないのか？ (入不二 2023, pp. 23-4)

残念ながら私はこの記述を受け入れることができない。分母と分子がともに偶数であるというのは、「 $\sqrt{2}$ が分数で書ける」という誤った仮定の中で出てきた話にすぎない。にもかかわらず、「分母と分子がともに偶数である」ということにこだわるのは、いつまでも誤った仮定のもとで議論を続けることに他ならない。背理法とは、敢えて偽なる命題を仮定して矛盾を導き、もとの仮定を取り下げるという論証法を名指しているのだ。

もちろん入不二は、背理法の理屈は承知の上で自らの議論を展開してみせたはずである。背理法は偽なる仮定を立てたのち、矛盾に逢着したならば前言撤回的にもとの仮定を否定する論法のことだが、どうやら入不二は矛盾に逢着して前言撤回をするその瞬間に「誤った仮定」と地続きの視点から、先ほどまでの議論を誤りであったとする俯瞰的な視点へと「視点の切り換え」が起こったと考えるふしがあるようだ。つまり入不二が「誤った仮定」に固執しているのは、「矛盾」から抜け出すような超越的な視点に立たずに、あくまで「地続き」の議論を続けようとしたためなのではないかと考えられるのである。だが、私の考えでは、そもそも論証というものは有視点的なものではありえず、あくまで無主体的になさなければならないのだ。

そのことを説明するためにはまず、言語が鸚鵡返し可能な部分と鸚鵡返し不可能な部分とに、すなわち「言表内容」と

その「様態」とに区別されるということが理解されなくてはならない。私が発する声や書く文字が言語であるのは、それがどの口にとっても繰り返すことができるものを含むとされるからであり、どの口にでも繰り返し可能なパターンこそが言語の言表内容である。数学を含めたあらゆる推論はこの言表内容によってなされる。実際、鸚鵡返し可能なパターンに含まれない私の声色や声の抑揚は、私の推論には影響を及ぼすことができない。この言表内容は鸚鵡返し可能であることをその本質としており、その意味内容は「誰が言ったか」には依存しない。というのも、「どの物理的身体から発せられたか」は言語にとつて様態に属するものだからである。様態とは言語の媒体的側面でありそれは狭くとれば音声や文字のことであるが、どこまでを様態とするかは恣意的であるとも言え、様態は音声のみならず音声を発する物理的身体、その物理的身体が位置する部屋全体、さらには世界全体へと無限に延べ広がっているとも言える。そもそも言表内容はどの口にも鸚鵡返し可能なため「どの口が言ったか」は問えても「誰が言ったか」は本来問えないはずなのだが、ある特定の口を中心として世界大にまで広がった様態をその口が発する言表内容に書き込もうとすることによって、世界の開けの原点である（私）がその言表を行ったことにされるのである。かくして言語にはそれを発した主体がいるということにされ、論証や推論は有視点的に捉えられる。しかし、言表内容と様態とは水と油の関係であり、前者に後者を書き込むということではできない。推論はもともと鸚鵡返し可能である以上、そ

れは誰のものでもない。したがって入不二が懸念したような「視点の移動」はそもそも起こりようがないのだ。

ところで、言語の「鸚鵡返し可能である部分」とは具体的にはどれを指すのかと訝しむ人もいるかもしれない。確かに言表内容は具体物ではないため、言語とはどのつまり空気の振動やインクの染みに尽きている、と言い切ってしまう立場もありうる。これは言語を動物の足跡と同じくあくまで痕跡としてのみ見るということである。しかし、誰かが「りんご」と呟くとき、本当に音声以上のものはないのだろうか。そこには誰のものとも言えない「この言語」が立ち現れてはいないだろうか。推論とはこうした不可視の領域においてのみ生きることのできる営みであり、それはいかなる主体にも隷属しないのだ。入不二の「地続き」の議論にこだわる身振りには、言語を自らの所有物にしておこうとすることに他ならないのである。

入不二の背理法に対する無理解は、「間違った仮定（あるいは、コンセンサスのとれていない仮定）のもとで議論を続ける」癖として彼の議論を特徴づけている。その代表格が永井均の「第〇次内包」に付加する仕方で導入された「マイナス内包」に関する議論である。本稿ではマイナス内包の導入における論証構造のまずさを見てゆくことになるが、まずはその発端となった永井の第〇次内包から見てゆくことにしよう。

私が使用する「痛い」という語は最初から「私にしか感じられないもの」を指し示すものとしていきなり導入されたわ

けではない。「痛い」という語は、例えば転んで膝を擦り剥いて顔を歪めているときに感じているとされるものを指すものとして、すなわち、日常的な振る舞いの文脈においてまずは学ばれたはずである。永井均は、「痛み」の最初に導入される日常文脈的な内包のことを第一次内包と呼び、第一次内包が導入されたのちに外的状況から独立して生い立つ「感じているもの」自体を「痛み」の第〇次内包と呼ぶ(3)。

酸っぱさの例でいえば、梅干や夏みかんを食べたときに酸っぱそうな顔をするとき感じているとされるものを、酸っぱさの「第一次内包」と呼びます。第一の逆襲をへて、何も酸っぱいものを食べていなくても、なぜだか酸っぱく感じられることが可能になった段階の酸っぱさの感覚そのものを、酸っぱさの「第〇次内包」と呼びます。第一の逆襲をへて〇に戻るところがミスです。(永井 2016, p. 13 (傍点原著))

すなわち、「痛み」や「酸っぱさ」という語は、まずは大人の振る舞いを含めた外的状況と結びついた仕方導入されて、しかるのちにその語で以てして感じられている感覚そのものを指すという使用法が成立するのである。このとき「痛み」や「酸っぱさ」という語で指されている感覚そのものが「痛み」や「酸っぱさ」の第〇次内包である。第〇次内包はもはや外的状況とは繋がりを持っていないため、感じられていさえすれば、どれほどそのとき置かれている外的状況に相

応しなくなろうとも、それを感じていると言うことができるということになる。したがって、永井の言う「第一の逆襲」により第〇次内包が生い立ったあとでは、私の身体をいくら調べてもどこにも外傷や病気が見当たらないときでさえ、私は「痛い」と言うことができるようになるのだ。第〇次内包の外的状況からの独立性を、永井は「クオリア逆襲」の例に訴えて説明している。

大人になってからなら、なぜだか夕焼けや消防自動車や血やトマトが緑に、木の葉や草が赤く見えるようになってしまった、と訴えることはできます。また、右目と左目で逆転しても、医師にそう訴える権利があります。そういう逆転は、たしかにありうるのです。それにもかかわらず、言語を習う段階の子どもには、そういう逆転の可能性はまったくくないのです。(永井 2016, p. 28 (傍点原著))

第〇次内包は「第一の逆襲」を経てようやく自立できるのだから、言語を習得している段階の子どもはまだ「痛い」という語を感覚そのものを指すものとしては使用できない、というのが永井の主張である。しかし、ではなぜ大人になりさえすれば私は「痛い」という語で私を感じている感覚そのものを指せるようになるのだろうか。確かに、「痛い」や「赤い」という語によって感覚そのものを指そうとする言語使用は人口に膾炙した使用法であると言える。だが、大人である私

が「痛い」と言うとき、私は本当に他ならぬ私の感覚を指せていると言えるのだろうか。私はあくまで、感覚そのものを指すかのように言語を使用するようになっただけなのではないか。すなわち、「第〇次内包の自立」なるものは感覚そのものを指すかのように言語を使用するようになることでしかなく、実際には言語は私の感覚にタッチできていないのではないかと私は考える。永井もまた、「言語は感覚にタッチできない」とはつきり書いているわけではないが、大人になればクオリア逆転を訴える「権利」が生ずると主張しているにすぎない。大人によるクオリア逆転の訴えが事実に基づくものなのか、あるいはそう訴える権利があるにすぎないのかという論点は次節においてより詳しく検討することになるが、まずはこの両者の違いを捉える必要がある。にもかかわらず、入不二は事実問題と権利問題の区別というカント以来哲学的に重要であり続けてきた論点をなぜか素通りしてしまうのだ。

入不二は、「子どもにはクオリアの逆転の可能性はない」とする永井に対して、「クオリア逆転」が「後」で生じうるのならばそれに類することは存在論的には「始め」から生じていたかもしれないと反論している<sup>4</sup>。ただし「始め」にあつたかもしれないそれは、クオリアの「逆転」と呼ぶこととはできないと入不二は言う。というのも、入不二によれば、「逆転」は「概念」の固定という蝶番があつて初めて成り立つからである<sup>5</sup>。第〇次内包は外的状況からは自立してはいるものの、「概念」自体はなお引き継いでいるのだ。そこで入不二は、その「概念」からも自立した水準のクオリアとして「マイナ

ス内包」を増設する。

「マイナス内包」は、確定できるような明確な質感ではない。しかし、「単なる無」というわけでもない。概念(痛み)とか「赤」とか)によつて指定したり輪郭を与えたりすることはできなくとも、何らかの感じはあつたはず(あるはず)という仕方でのみ想定される。(入不二 2022, p. 53)

ここで述べられているマイナス内包とは、永井の「クオリア逆転」を事実だとしたうえで入不二が敷衍して引き出してみせたものであると言うことができる。永井は「第〇次内包の自立」以降では「痛い」という語によつて感覚そのものを指せるようになるのだとして、言語習得後の大人は「クオリア逆転」が起こっていると訴える権利があると述べた。それに対して入不二は、大人になつてから「クオリア逆転」が起こりうるのならば、言語習得の段階においても存在論的には「逆転」に類することが生じた可能性があると指摘し、概念に固定されないクオリアである「マイナス内包」なるものを提唱したのである。

私は、マイナス内包なるものは「クオリア逆転」なる事実を实在するとする主張に対してせいぜいしつべ返しのみに用いるべき、矛盾した概念であると考ええる。しかし入不二は、マイナス内包を決して手放そうとせず、その後も育て続け、今や入不二哲学の中核の一つに位置づけってしまった。「大人

はクオリア逆転を訴えることができる」という永井の主張に違和感を覚えたことに關しては、入不二は鋭い。ただ、この主張に違和感を覚えたのなら、入不二は「言語を離れたクオリア逆転」なる事実は実在しないのではないかと、永井にはっきり言い返すべきであった。もしそう問いただしてれば、永井はクオリア逆転の訴えをあくまで権利としてしか捉えていないということを告白せざるをえなかっただろう。しかし現実には、入不二は永井に対して覚えた違和感にマイナス内包という新たな矛盾を付加してしまった。話の途中で矛盾が見つかったとき、ここまでどのどこかにおかしな主張があったと考え、その主張を撤回するのが健全な議論であるところが入不二の議論は、むしろ矛盾を発条にして新たな概念を増設してゆくきらいがある。このやり方を弁証法的と言えば聞こえはいいが、少なくともマイナス内包論に關しては議論の泥沼化でしかないのだ。

マイナス内包という矛盾した概念を使用し続けるかぎり、入不二は言語とは独立に起こりうる「クオリア逆転」なるものの実在を認めてしまっていることになる。入不二は「言語によって感覚そのものを指せるということがそもその間違いである」と断ずるべきところを、マイナス内包の発する妖光に惹き込まれて、むしろ批判すべき主張と同調するほうを選んでしまった。それは私から言わせれば、「何でもありの背理の沼」にいつまでも浸り続けることに他ならない。実際、入不二は次のように書いている。

「第〇次内包」から「マイナス内包」へと遡行することによって、クオリアは「(概念性に関して)何でもあり」になる。逆に言えば、「何でもあり」の潜在的なクオリア(クオリアの闇)からは、われわれが既に知っている(あるいは知りうる)区分に基づくクオリアだけでなく、まったく新たな区分に基づくクオリアが無限に出現しうる。マイナス内包は、無尽蔵なクオリアなのである。(入不二 2020, p. 276)

このように、入不二は自らマイナス内包を「何でもあり」だと形容しているが、私から言わせれば「何でもあり」だと入不二が書かざるをえなくなったという事実こそが、入不二が今もなお「背理の沼」に沈潜していることを何よりも雄弁に物語っているのだ。もちろん入不二は敢えてそうしているはずであり、だからこそ入不二はマイナス内包が「何でもあり」であることに積極的な哲学的意義を見出しているのだろう。だが、理に背くことには大きな代償を払う必要があるということを忘れるべきではない。すなわち、マイナス内包が「何でもあり」ならば、誰かがそこから何を取り出しても入不二はそれを取り締められなくなるのだ。すなわち、入不二が規定する通り「何でもあり」なのであれば、マイナス内包が「転用」に類する使われ方をしたとしても、入不二はそれを転用だと認定することができないのである。転用を転用として摘発できないマイナス内包におけるこの構図は「脱構築」にも見て取れる。宮崎裕助は次のように書いている。

脱構築的言説が、というより実際いかなる理論的言説であれ、超越論的な反省とその徹底化の結果、定義不可能性、決定不可能性、読解不可能性、表象不可能性等を記述せざるをえないのだとすれば、その身振りにおいて、むしろ積極的に否定性の形而上学や不可能なものへのパトスをくり返し遂行してしまうのである。だがこの逆説は、それ自体として脱構築不可能であるがゆえにもっとも脱構築されるべき対象を構成するだろう。(宮崎 2021, p. 326 (傍点原著))

宮崎によれば、ジャック・デリダの「脱構築」というタームがのちに(ポール・ド・マンなどによって)デリダの意図を裏切って用いられたのは偶然ではない<sup>(6)</sup>。私は、入不二の「マイナス内包」もまた「脱構築」と同様、入不二の意図を裏切る仕方で使用される危険があると考える。「マイナス内包」という概念を「何でもあり」と規定した以上それは当然の帰結である。ではなぜ入不二が「何でもあり」と規定せざるをえなかったのかと言えば、入不二が「言語報告とは独立に生じるクオリア逆転を言語は指示できる」のだとする偽なる主張と一連托生であるからに他ならない。マイナス内包という魅力的な概念はあくまでも「背理の沼」でしか咲くことができない「幻の花」にすぎないのだ。

## 第二節 入不二の誤読

前節において私は、マイナス内包の導出が「論証は特定の

視点からなされている」という入不二の誤解に基づいていることを論じた。では、マイナス内包論において立てられていた「誤った仮定」とは何だったのか。それは、前節でもすでに述べたが、入不二がクオリア逆転の訴えという権利に関する問題を、言語とは独立にクオリア逆転という事実があたかも起こりうるかのように取り扱ったことである。永井はクオリア逆転を報告する権利こそ認めてはいたものの、言語報告を含めた身振りとは一切連動しない「クオリア逆転」なる事実が実在し、しかるのちにそれを言語によって捉えて報告しているのだとは書いていないのである。実を言うと、入不二が権利概念を正しく理解していたならば、マイナス内包という概念は生み出されることはなかったのだ。「第〇次内包の自立」が「マイナス内包」を含意するのは、「第〇次内包の自立」によって言語が感覚そのものを指すことが事実としてできるようになる場合に限られる。しかし永井は、もともと言語によって感覚そのものを指せるなどとは言っておらず、それを指せるかのような言語ゲームが「第〇次内包の自立」によって成り立っているのだと主張していただけだったのでないか。少なくとも、永井のテキストはそうのように読むことができる。というのも永井は、先に引用した箇所でクオリア逆転の主張を大人に与えられた「権利」として描いていたからである。

大人になってからなら、なぜだか夕焼けや消防自動車や  
血やトマトが緑に、木の葉や草が赤く見えるようになって

てしまった、と訴えることはできません。また、右目と左目で逆転しても、医師にそう訴える権利があります。(永井 2016, p. 28 (傍点引用者))

永井は大人はクオリア逆転を言語的に報告する権利があると述べているだけであり、言語報告とは独立に密かにクオリア逆転が事実として起こりうる、とまでは言っていない。一言で言えば、クオリア逆転を訴える権利を持っていることと、クオリア逆転という現象が現に起こっており、それを言語で指示するということは別のことなのである。ここでクオリア逆転に「権利」という言葉を与えた永井は、カントが事実問題に對置していた権利問題を提示しているのではないかと私は考える(7)。そもそも永井はクオリア逆転の訴えを単なる事実の陳述であるとは考えてはおらず、「第○次内包の自立」は感覚そのものに言語が届いていると主張していたわけではなくと考えられるのである。永井の言う「第○次内包の自立」とは、外的状況から離れたところで成り立っている言語と感覚そのものの事実上の関係を指しているのではなく、感覚語が外的状況から独立に使用しうるために要請される言語と感覚そのものの権利上の関係に他ならないのだ(8)。かくして、「第○次内包の自立」は感覚そのものが実際のところは言語に對して遊び駒でさえありうる言語ゲームとして捉え返すことができる。この解釈の帰結は重大である。というのも、言語ゲームとして捉えられたときの「第○次内包」は「感じられるもの自体とされるもの」でしかないことが最初から自覚

されていたことになるからである(9)。そうであるならば、入不二による「マイナス内包」という存在論的なゲームの導入自体がすでにして永井には容認できなかったはずだ(10)。というのも、入不二のマイナス内包は永井が権利問題として提示した「第○次内包の自立」を事実問題に誤認して生まれた概念に他ならないからである。永井が感覚そのものが言語と関係しうるのでなければならぬということの説明のためにクオリア逆転を例示して見せたのに對して、入不二はそのような逆転が事実として起こりうるのだと字義通り受け取ったことになるのだ。クオリア逆転を字義通り受け取った入不二は、クオリア逆転の可能性の帰結としてマイナス内包を導出してみせたのである。これがどれほど転倒した議論であるかを以下で例によって示そう。現在、日本では二十歳以上のみ飲酒が許されている。すなわち、二十歳以上である人間は飲酒する権利がある。しかし、権利はあくまで権利であり、その権利を有するということとその人がアルコールに強いかどうかという事実とは一切関係がない。入不二のマイナス内包の導出の議論は、「二十歳以上の人間は飲酒ができる」というときに「アルコールに十分強い子どももいるかもしれないではないか」と主張するようなものだ。クオリア逆転の報告は大人に与えられた権利にすぎないものにもかかわらず、入不二は言語的報告を離れたクオリア逆転そのものが事実ありうるかと誤認し、「言語習得の段階でクオリア逆転が起こっていたかもしれないではないか」と言い立てているのである。そもそも、言語報告も身振りの一種であることを鑑みれば、

身振りとは独立に起こる「クオリア逆転」なるものを言語によつて捉えて報告する、という描像自体がすでに矛盾している。この描像において言語は単なる身振りを超越したものと捉えられているのだ<sup>(11)</sup>。したがつて身振りとしての言語報告はクオリア逆転にとつて構成的に働かざるをえないのである。

なお、入不二はマイナス内包という概念をただ導入するだけでは済ませず、それに無限の産出力を担わせようとしていた。入不二がマイナス内包を無尺蔵内包とも呼んでいるのは、言語による感覚の経験的な捉えられなさを無限の枠組みによつて対処しようとした結果であろう。しかし、マイナス内包からあらゆるクオリアが産出するという入不二の描くストーリーは、もともとが権利問題を事実問題と誤認したことに由来するために的を外していると言わざるをえない。もっとも、これは単なる誤読では済まないと私は考えている。私はマイナス内包を誤読という出自を持つことを理由に批判しているのではなく、「何でもあり」の概念そのもののまづさを批判しているのだ。マイナス内包における議論の何がまづいかということ、概念と感覚そのものを安易に結びつけてしまっているという点である。入不二によれば「痛い」という語は感覚そのものを事実として指示する「言表内容(概念)」であり、これを前提とすることで言語習得時に起こったかもしれない事柄そのものを言表内容上で語ろうとするのだが、この前提は言表内容の鸚鵡返し可能性と端的に矛盾してしまう。というのも、私の「痛い」という発語を他者が鸚鵡返し

することができるならば、私の痛みを他者が事実として指せることになってしまふからだ<sup>(12)</sup>。私が私の痛みを指せているように見えるのは、入角の物理的身体が「痛い」という声を発するという「様態」に拠っている。言語における様態の役割を等閑視する入不二は、言表内容そのものとしての「痛い」という語に感覚そのものへの指示力が宿っているかのよう<sup>(13)</sup>に錯覚し、鸚鵡返し可能なこの言語で鸚鵡返し不可能なはずの事柄をじかに語ってしまった。しかし、前にも述べた通り、言語とは空気の振動やインクの染みに尽きているとも言えるのであり、身振りとしての言語(すなわち様態)ならば兎も角、幽霊のごとき「この言語」が事物そのものへと届くことなどありえないのだ。

### 第三節 極北——言語とクオリアが出会う場所

私はマイナス内包を「矛盾」として取り扱い、しつぱ返し的に「事実問題としてのクオリア逆転」を退ける道筋を示した。だが、「言語とは独立に生じるクオリア逆転」なるものとそれへの言語の指し示しが否定されてしまった今、次のような懸念を示す読者がいるかもしれない。それは、「言語が感覚を指せないのならば、言語はいかにして私が現に感じている感覚そのものと関係を持つのか」といったものだ。言語が感覚そのものを指せないのだとしたら、私の発する「赤い」という語は私が抱いているこの感覚とは没交渉に虚しく響くだけになつてしまわないだろうか。

実は、言語と心的内容の関係はそう単純ではない。事実と

しては言語はクオリアにタッチすることはできないのだが、権利上は言語はクオリアと関係しうることになっているのだ。では、言語がクオリアと権利上関係を持つとはどのようなことだろうか。まず指摘しておかねばならないのは、言語の存立条件としての誠実性原則である。すなわち、言語が成立するためには、「思ったことをそのまま口にする」という出来事が権利上は可能でなければならぬ。どういうことか。私が夕焼けを見て「夕焼けが赤い」と感嘆しているのだとしても、このとき私は夕焼けが赤いと思って「夕焼けが赤い」と言っているわけだが、これは驚くべきことである。というのも、「私の思い」という心的事実と言語としての「私の発話」とが、ともに「夕焼けが赤い」という同型の構造を持つていることになるからだ<sup>(13)</sup>。このことは言語使用者である私たちにはもはや当たり前すぎて却ってわかりにくいかもしれない。しかし、「私の思い」と「私の発話」とが同型の構造を持つということがもしもありえないのならば、私は嘘をつくことさえできないのだ。というのも、嘘をつくということは「私の思い」からずれたことを言うことに他ならないからである。そして、ずれることが可能であるためには、「私の思い」と「私の発話」とが同じだということが権利上ありうるのではないならぬのだ。永井は言語にとつて誠実性原則が不可欠である一方で、いつでも誠実にしか語れなければそれはもはや言語ではなくなるとしている。

嘘をついて騙そうとするのは、嘘をついて騙そうとする

というその意図に誠実に語るわけだし、演劇する場合も冗談を言う場合もみなそうだが、もし誠実にしか語れないなら、語るといふその行為そのものにおける誠実性というレベルが消滅するので言語では（人間では？）なくなる、というのはどうか。（永井 2022, p. 60）

嘘がつけるためにも「思ったことをそのまま口にする」という次元が要請されることは先に書いた。翻ってここでは、「決して嘘がつかない言語」はもはや言語ではない、ということが述べられている。そのことへの永井自身による説明は引用した通りなのだが、改めて私の言葉で若干の補足しておこう。なぜ「決して嘘がつかない言語」がありえないのかというと、私の考えでは、「思ったことをそのまま口にする」ことはあくまで超越論的な要請にすぎず、経験的に成り立つような規則であるというわけではないからである。だからこそ個々の発話トークンにはいづれもその誠実性を冗談化する文言が後続しうるのでなければならぬのである<sup>(14)</sup>。したがって、誠実性原則は「思ったことをそのまま口にする」ことが経験的にも可能であるということまでは保証しない。だが、このように書くと「思ったことをそのまま口にする」とが経験的に可能であるとは限らない」ということも、そう思っているからそう言えるのではないのか」と反論されてしまいかもしれない。だが、この批判は的外れしている。というのも、こうした反論自身が言語の超越論的誠実性原則の実演そのものだからだ。「思ったことをそのまま口にする」こ

とは経験的事実として可能である必要はないのである。実際、私が赤々とした夕焼けを見たときに生じる感動を、もともとは他人から教わったにすぎないこの公共言語で誠実に語れているということなど、まったくありそうもないことではないか。

だが、私の感覚にびったりの公共言語があるはずがないのだとしても、公共言語の私的な使用によって補えばいいではないか。公共言語や公共記号を勝手な意味で使うことによって、私は私の思いに対して事実上においても誠実であるのではないか。このような反論がありうるだろう。例えば記号Eは公共物だが、私は記号Eを私に固有のある感覚を日記に書き記す用途のために使用することができるし、そうせざるをえないではないか、と反論者は言うのだ<sup>15</sup>。確かに、私がある規則に従っている根拠となる客観的事実は一般には存在しないにせよ、内的感覚に関しては一人称権威が働くという考えはさほどおかしくはない。永井もまた内的感覚に関する一人称権威を認めている。

私を感じているのが実は「痛み」なのか「くすぐったさ」なのかを決定しうる権威をもつのは、私であって共同体ではない。(永井1991, p. 84 (傍点原著))

なるほど、私はくすぐられていながらもかかわらず実は「痛い」のだと決定する権威を持っている。だが、この一人称権威がまさに「権威」でしかないことが問題なのである。私は「痛い」と訴える権利はあるが、その訴えに対応する経験的

事実は存在しない。つまり、内的感覚の表明における私の一人称権威は、私が内的感覚を誠実に表明できるといふ超越論的誠実性原則から借り受けたものだと考えられるのだ。感覚日記は経験的には正誤を判定できないが、超越論的には「正解」が存在していることにされる。ウイトゲンシュタインの感覚日記における議論は言語の誠実性原則を純化して取り出そうとした試みとして捉えることができるのである。

ここまで述べてきたとおり、言語の誠実性原則のために、「思ったことをそのまま口にする」ことは権利上は可能でなくではならない。すなわち、私の思っていることにびったり対応する言葉が、事実としては語られなくてもきつとどこかにあるのだということが約束の上では成り立っていることになる。言語の誠実性原則は「思ったことをそのまま口にする」地点がどこかにあるということを、つまり言語と心的事実とが同型でありうることを保証している。すなわち、「痛い」や「赤い」という言語が、私の思っていることをそのまま語りうるものであることが約束されているのである。ところが、概念と心の内面との一致が「第〇次内包の自立」によって事実的に成り立つことを入不二は認めていた。入不二は次のように書いている。

意味・概念の奥の奥へと入り込んでいくことと、心の内面に奥深く入り込んでいくことが一致するのが、「第〇次内包」という場面である。(入不二2022, pp. 43-4)

入不二が「意味・概念の奥」へと入り込むことと「心の内面の奥」へと入り込むことを経験的事実の次元で区別していないように見えるのに対して、概念と心の内面の一致は超越論的に要請されるものなのだとするのが本稿の立場である。したがって本稿によれば、私の個々の発言が誠実であるかどうかは経験的事実として世界の側で決まっているというわけではない。あらゆる言語行為が超越論的冗談化可能性に侵犯されているのでなければならぬのも、「誠実な発言」という事実があるわけではないからこそ、さだとも考えられる。一方で、「言語で感覚そのものを指す」ということが経験的に成り立つとする立場では、あらゆる言語行為は冗談化可能でなければならぬとはもはや言えなくなるのではないか。それゆえ誠実な言明は経験的事実として存在するのではなく、私ただ、私は誠実であることを権利として主張しうるだけなのである。

#### おわりに

永井が第〇次内包の自立によって立てた権利問題を誤読した入不二は、「思ったことをそのまま口にする」ことが実際にできているという「事実」を読み込んだ。だが、「思ったことをそのまま口にする」とは事実として可能であるわけではなく、あくまで言語の存立条件として要請される事柄にすぎない。マイナス内包の提唱者である入不二は、クオリア逆転の訴えは事実報告なのか、それとも権利行使にすぎないのかと永井を問いたたすこともできたはずだが、実際にはそ

のような展開にはならず、ただ「何でもあり」の概念だけが残った。もちろん入不二はそれを承知の上で、持ち前の「無限の産出力」によってこの世界を説明し尽くすことを企んでいるのだろう。しかしそれは謂わば、おとぎ話の中に出てくる魔法の道具によって、そのおとぎ話を成立させているこの現実そのものをもまるごと出現させようとすることに等しい。背理の沼の中では「何でもあり」なのかもしれないが、そこで何を産出したとしても、何かを「論証」したということにはならないのではないだろうか。

#### 参考文献

- Chalmers, David J. (1996), *THE CONSCIOUS MIND*, Oxford University Press. (林一(訳)『意識する心 脳と精神の根本理論を求めて』、白揚社、2001年)
- Witgenstein, Ludwig. (1953), *Philosophische Untersuchungen*, Basil Blackwell. (藤本隆志(訳)、『ウィットゲンシュタイン全集 8 哲学探究』、大修館書店、1976年)
- 入不二基義 (2020) 『現実性の問題』、筑摩書房
- 入不二基義 (2022) 『入不二基義セクシオン』、永井均・入不二基義・上野修・青山拓央(〈私〉の哲学を哲学する)、春秋社、pp. 37-90 (〈私〉の哲学を哲学する)、講談社、(2010年)
- 入不二基義 (2023) 『問いを問う』、ちくま新書
- 岩崎武雄 (1996) 『カント 新装版』、勁草書房
- 永井均 (1991) 『魂』に対する態度』、勁草書房
- 永井均 (2016) 『改訂版 なぜ意識は実在しないのか』、岩波現代文庫

永井均 (2018) 『世界の独在論的存在構造 哲学探究 2』、春秋社  
 永井均 (2022) 『遺稿焼却問題』、ふなうま舎

永井均 (2023) 「永井のリブライ」、永井均・入不二基義・青山  
 拓央・谷口一平『「私」の哲学をアップデートする』、春秋社、  
 pp. 126-49

宮崎裕助 (2024) 『読むことのエチカ ジャック・デリダとポー  
 ル・ド・マン』、青土社

## 【註】

(1) 〈私〉と《私》の二重性について永井均はたびたび論じて  
 いる (永井 2018, pp. 32-3) が、こうした二重性は〈鸚鵡返  
 し不可能なもの〉として規定されたものを鸚鵡返しの中に  
 投入したために生じたのだと言えるだろう。

(2) 永井は遺稿を焼却するという選択を「とてつもなく崇高な  
 こと」だとして、このことを「遺稿焼却問題」と呼んでい  
 る (永井 2022, p. 11)。これに対して私は、決闘前夜に自ら  
 の理論を書き残そうとした数学者、エヴァリスト・ガロア  
 を思い出さずにはいられない。ガロアが遺稿焼却とは真逆  
 の行動をとったのは、彼が言語を自らに属するものとは考  
 えていなかったからだろう。論理性とは言語をこの私から  
 手放すことではないか。

(3) 永井は一次内包と二次内包を区別したデイヴィッド・  
 チャーマーズの二次元意味論 (Chalmers 1996=2001, p. 86)  
 に第〇次内包を付け足したというふうになる。

(4) 入不二 2022, p. 51

(5) 入不二 2022, p. 52

(6) 「脱構築」について、「まさにデリダがのちに警告する意味

においてド・マンは公然とその語を『技術的』に適用して  
 いた (宮崎 2024, pp. 323)」と宮崎は書いている。

(7) 「カテゴリーの存在がいかんにして意識せられるにいたるか  
 というごとき事実問題ではなく、カテゴリーがいかんにして  
 先天的に対象と関係し得るかという権利問題の基礎づけを  
 先験的演繹というのである (岩崎 1996, p. 81)」と岩崎武雄  
 が書くように、事実問題ではなく権利問題の基礎づけに着  
 目したのがカントの獨創性であったと言える。

(8) とはいえ、「他人のクオリア逆転の訴えは権利でしかなく  
 とも、この私のクオリア逆転の訴えだけは単なる権利を超  
 えた事実である」とも考えられる。これこそが永井の独在  
 論である。その場合「私のクオリア逆転の訴えだけは事実  
 だ」という主張する権利がこの口に与えられているにすぎ  
 ない」と捉えるのが入角の立場である。

(9) 永井が無内包の〈私〉もまた言語ゲーム内に現れる「お題  
 目」にすぎないと考えているのか、あるいはやはり世界の  
 存在構造についての態度表明なのかは今は今問わない。言語  
 の水準では論証に失敗しているのだとしても、それでもな  
 お世界の存在構造としての独在論が成立しうることを本稿  
 は否定はしない。本稿は世界の存在構造には中立であり、  
 「私」という語の成り立ちに独在性が必要であるとするその  
 一点のみにおいて私は独在論を批判しているのである。

(10) 永井自身はマイナス内包に対しては否定的な立場をとっ  
 て (永井 2023, p. 131)。また、仮に永井がマイナス内包を  
 認めたとしても、それはあくまで権利上の承認でしかあり  
 えない。

(11) 「クオリアそのものやトークンそのものを指せる言語」を

単なる身振りから分かつものが独在性に他ならない。しかし、言語が実在に届いているという考えはきわめて素朴な言語観である。したがってこの言語観を安易に採用する者は実は無自覚な独在論者なのだ。

(12) 「私には私の痛みを指せるが他者には私の痛みを指せない」と言うために、主体の発話意図に訴えることはできない。というのも、鸚鵡返し可能な「この言語」は主体の発話意図とは無関係に規定されているからである。

(13) もっとも、言語と心的内容の同型性が確保されただけでは、それらと外的世界とが関係し合っているとまではまだ言うことができない。「赤い」という私の発語が私の感じる赤い感覚と同型であるだけでは、その発語がこの世界に実在する赤さそのものについてのものであるとは限らないからだ。

(14) 永井は「いかなる『まじめな』言語行為にも『な〜んちゃつて』という発言による冗談化が後続しうるのでなければならぬ。(永井 1991, p. 144 (傍点原著))」ことを指して超越論的冗談と書いている。

(15) ここではワイトゲンシュタインの感覚日記の議論を念頭に置いている (Wittgenstein 1953=76, p. 189)。